(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和45年5月20日に都市計画決定され、平成20年1月25日に変更決定された都市計画と、バス停留所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、牧之原市長を会長とする志太榛原地区国道150号バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　静岡県焼津市役所

○近畿地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道三九番一から同町松岡吉野三七字越坂山一五六番一まで	一・八一～二七・二八メートル	〇・三〇八キロメートル
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道四五番から同町松岡吉野五字岩田八五番一まで	〇・八八～一二・一九メートル	〇・一七八キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道二四番一から同町松岡吉野一一字上仙道二四番一まで	二・八一～二・八七メートル	〇・〇〇五キロメートル
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道二四番一地内	二〇・〇二～二〇・三三メートル	〇・〇一三キロメートル

(五)　指定及び解除する期日　平成二十七年二月二十七日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市広横路一丁目一九五八番一二から同市広文化町一八三七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十七日

○四国地方整備局告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百九十二号及び三百十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
徳島市上八万町広田三八番一地先から同市八万町法花谷一七番一地先まで	一〇・一四～四六・四六メートル	一・八〇三キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月二十八日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

○近畿地方整備局告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道三九番一から同町松岡吉野三七字越坂山一五六番一まで	一・八一～二七・二八メートル	〇・三〇八キロメートル
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道四五番から同町松岡吉野五字岩田八五番一まで	〇・八八～一二・一九メートル	〇・一七八キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道二四番一から同町松岡吉野一一字上仙道二四番一まで	二・八一～二・八七メートル	〇・〇〇五キロメートル
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道二四番一地内	二〇・〇二～二〇・三三メートル	〇・〇一三キロメートル

(五)　指定及び解除する期日　平成二十七年二月二十七日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市広横路一丁目一九五八番一二から同市広文化町一八三七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十七日

○四国地方整備局告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百九十二号及び三百十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
徳島市上八万町広田三八番一地先から同市八万町法花谷一七番一地先まで	一〇・一四～四六・四六メートル	一・八〇三キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月二十八日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

○近畿地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道三九番一から同町松岡吉野三七字越坂山一五六番一まで	一・八一～二七・二八メートル	〇・三〇八キロメートル
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道四五番から同町松岡吉野五字岩田八五番一まで	〇・八八～一二・一九メートル	〇・一七八キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道二四番一から同町松岡吉野一一字上仙道二四番一まで	二・八一～二・八七メートル	〇・〇〇五キロメートル
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道二四番一地内	二〇・〇二～二〇・三三メートル	〇・〇一三キロメートル

(五)　指定及び解除する期日　平成二十七年二月二十七日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市広横路一丁目一九五八番一二から同市広文化町一八三七番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月二十七日

○四国地方整備局告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百九十二号及び三百十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
徳島市上八万町広田三八番一地先から同市八万町法花谷一七番一地先まで	一〇・一四～四六・四六メートル	一・八〇三キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年二月二十八日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

○近畿地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道三九番一から同町松岡吉野三七字越坂山一五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月一日十五時

○近畿地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	福井県吉田郡永平寺町松岡吉野一一字上仙道三九番一から同町松岡吉野三七字越坂山一五六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月一日十五時